

第四十一警備隊ノ項第四欄「一」ヲ、第六十七警備隊ノ項ノ次ニ

南島警備隊

三

一

ヲ加へ

岩國海軍航空隊ノ項「一」ヲ「二」ニ、横須賀鎮守府第一特別陸戰隊ノ項「一〇」ヲ「一七」ニ改メ横須賀鎮守府第三特別陸戰隊ノ項ヲ削ル

吳鎮守府ノ部中海軍潜水學校ノ項各「二」ヲ「三」ニ、岩國海軍航空隊ノ項「二」ヲ「四」ニ改メ宿毛海軍航空隊ノ項ノ次ニ

第九三八海軍航空隊

一

一

ヲ、

第四十三警備隊ノ項ノ次ニ

第八十三警備隊

一

一

ヲ、

第八十四警備隊ノ項ノ次ニ

第十四砲艦隊

一

一

ヲ加へ

横須賀鎮守府第三特別陸戰隊ノ項ヲ削ル
佐世保鎮守府ノ部中海軍經理學校ノ項ノ次ニ

内令

六七九

0756

内令撰
要登載

内令第七百三十一號

昭和十六年内令第千二百二十六號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

吳鎮守府ノ項中

第二南遣艦隊

及

第十一航空戰隊

ヲ削ル

舞鶴鎮守府ノ項中第五艦隊ノ次ニ

第二南遣艦隊

ヲ加フ

(内令提要卷一、六六八ノ九頁参照)

内令第七百三十二號

昭和十八年内令第四百八十號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「高雄警備府」ヲ「旅順方面特別根據地隊」ニ改ム

参照 前記内令ハ豫備學生教育期間中高雄警備府ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令

六八一

0758

令
登
載

内令第七百三十三號

内令第七百三十四號

内令第七百三十五號

ハ所要ノ向ヘ配付

内令第七百三十六號

横須賀鎮守府豫備驅逐艦

驅逐艦 春 風

右第四豫備驅逐艦卜定ム

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七百三十七號

昭和十八年内令第五百八十四號別表中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内
令

六
八
九

0759

内令

六九〇

横須賀鎮守府ノ部第二十四特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄「第百十一號、第百十二號、第百十三號」ヲ削リ横須賀防備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一根據地隊

第百十一號
第百十二號
第百十三號

佐世保鎮守府ノ部第二十一特別根據地隊ノ項魚雷艇ノ欄「第百十五號、第百十六號、第百十七號」ヲ削リ大島防備隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一根據地隊

第百十五號
第百十六號
第百十七號

(参照 前記内令ハ特務艇ノ本籍及所屬ノ件ナリ)

内令第七百三十八號

横須賀鎮守府所管

特設巡洋艦 浮島丸

内令
記載

0760

令提
登載

右特設砲艦ト改メラル
昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七百三十九號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 第十六播州丸	特設運送船(給糧船)	佐世保鎮守府

内令提
登載

内令第七百四十號

昭和九年内令第四百十六號別冊艦艇、特務艦艇機關使用限度標準表中別表ノ通改正ス

別表ハ海軍省軍務局長ヲシテ所要ノ向ニ之ヲ配付セシム

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

六九一

0761

内令第七百四十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十設營隊

衛生兵曹、衛生兵 一人

技師 附 臨時一人

技手 附 臨時三人

内令第七百四十二號

昭和十八年内令第九十二號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「鈴谷、熊野」ヲ削リ末尾ニ左ノ如ク加フ

軍艦熊野、鈴谷

0762

兵曹、水兵

十八人（掌砲兵〔高四〕）

（参照）前記内令ハ軍艦摩耶等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第七百四十三號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増減ス

昭和十五年内令第六百二十一號増員ノ部中驅逐艦滿潮、霞、朝雲、山雲ノ項以下ヲ削ル

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田 繁 太 郎

増員

軍艦榛名、金剛

軍艦青葉

機 關 兵 八人

軍艦高雄、愛宕、摩耶、鳥海、妙高、那智、足柄、羽黒

機 關 兵 九人

内 令

六九三

0763

軍艦長良、鬼怒、阿武隈、川内、神通、北上、大井、木曾

機 關 兵 六人

軍艦鈴谷、熊野、利根、筑摩

驅逐艦初雪、薄雲、白雲、磯波、浦波、敷波、夕霧、天霧、漣、曙、潮

機 關 兵 三人

驅逐艦響、雷、電、初春、若葉、夕暮、初霜、有明、白露、春雨、時雨、五月雨、海風、江風、

涼風

機 關 兵 一人

驅逐艦滿潮、山雲、朝雲、霞

機 關 兵 二人(掌内火兵 普一)

減員

驅逐艦陽炎、親潮、黒潮、初風、雪風、磯風、浦風、萩風、谷風、濱風、舞風、秋雲、天津風、時津風、不知火、嵐、野分、夕雲、卷波、風雲、長波、早波、大波、清波

機關兵曹、機關兵 五人(掌機兵 主機械高機三普三)

0764

驅逐艦秋月、初月、涼月

機關兵曹、機關兵

四人(掌機兵 主機械(一))

驅逐艦島風

機關兵曹、機關兵

七人(掌機兵 主機械(二))

參照 昭和十五年內令第六百二十一號ハ軍艦長門等ノ人員臨時増減ノ件ナリ

內令第七百四十四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第十一航空艦隊司令部

中少尉(整)、整備兵曹長

附 六人

整備兵曹、整備兵

六十六人(掌整備兵(一) 掌航空兵器兵(六))

內令

六九五

0765

内令第七百四十五號

昭和十八年五月十五日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設病院船氷川丸

軍醫科佐尉官

乗組 二人

衛生兵曹、衛生兵

十二人

内令第七百四十六號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設運送艦聖川丸

軍醫中少尉

乗組 一人

兵曹、水兵

一人(掌暗號兵)

0766

<p>内令第七百四十七號 當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス 昭和十八年四月十五日 第六十五警備隊 機關兵曹、機關兵 十五人 海軍大臣 嶋田繁太郎</p>	<p>内令第七百四十八號 昭和十八年六月十五日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス 昭和十八年四月十五日 海軍大臣 嶋田繁太郎 横須賀第一海兵團（徴備船淺間丸ノ乗員ニ充ツベキモノ） 兵曹、水兵 四人（掌機雷兵 水測〔高〕〔普〕）</p>	<p>内令第七百四十九號 當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス</p>
---	--	--------------------------------------

内令

六九七

0767

内令

六九八

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

高雄警備府

特務士官(水)、(機) 附 一人

内令第七百五十號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

大阪警備府

兵曹、水兵 二十一人

内令第七百五十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置シ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0768

支那方面艦隊司令部

編 修 附 二人

内令第七百五十二號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第一艦隊司令部

飛行 兵 曹 三人 (掌飛行兵 (操二))

整備兵曹、整備兵 六人 (掌整備兵 (高四) 普二)

内令第七百五十三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内 令

六九九

0769

内令

七〇〇

第二海上護衛隊司令部（バラオ方面司令附ニ充ツベキモノ）

兵 科 尉 官 附 一人

中少尉（水）、兵曹長 附 一人

兵 曹、水 兵 三人

主計兵曹、主計兵 一人（掌理兵）

内令第七百五十四號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第八海軍工作部

技術中少尉 副部員 二人

内令第七百五十五號 昭和十八年内令第三二三號
テ本號於止

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

0770

昭和十八年四月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四海軍病院

衛生兵曹、衛生兵

十人

主計兵曹、主計兵

六人

内令

七〇一

0771

内令第七百五十六號

横須賀第三海兵團（假稱）ノ定員表別表ノ通假定ス

前項ノ海兵團設立準備員ニ充ツル爲必要ニ應ジ横須賀鎮守府ニ出仕又ハ附トシテ別表定員ノ範圍内ノ人員ヲ臨時増置スルコトヲ得

昭和十八年四月十七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

（別表一葉添）

内令

七〇三

0772

(別表)

海兵團定員表 (假定)

(昭和十八年内令第七百五十六號)

職名	階級	備考	計		兼團 教官附	教官	分隊長		主計長	團附	分隊長	軍醫長	分隊長	機關長	副官	兼副官	副官	長				
			特務	士官			主計少佐	主計大尉											軍醫少佐	軍醫大尉	少佐	少尉
兵曹	三〇〇																					
飛行兵曹	八〇																					
整備兵曹	六九																					
機關兵曹	一九																					
工作兵曹	一一																					
軍樂兵曹	一一																					
衛生兵曹	一一																					
主計兵曹	二三																					
特修兵		一 兵科分隊長ノ中五人ハ大尉(水)ヲ以テ、二人ハ大尉(機)ヲ以テ、二人ハ大尉(工)ヲ以テ補スルコトヲ得 二 士官タル兼務教官ハ副官、機關長、軍醫長、主計長及各科分隊長ノ兼務トス 三 准士官ハ教員ニ充ツ 四 本表中飛行科又ハ整備科出身ノ特務士官、准士官又ハ下士官ニ代フルニ水兵科又ハ機關科出身ノ特務士官、准士官又ハ下士官ヲ以テ充ツルコトヲ得	特務士官 四十五人	士官 内兼務五十二人 百十七人	兼團 教官附 主計中少尉(主) 衛生中少尉 中少尉(工) 中少尉(機) 中少尉(整) 中少尉(飛) 中少尉(水)	教官 主計科大尉 軍醫大尉 軍醫大尉 兵科佐官、大尉 中佐	分隊長 主計少佐、主計大尉	主計長 主計中少佐	團附 軍醫科尉官	分隊長 軍醫少佐、軍醫大尉	軍醫長 軍醫中少佐	分隊長 少佐、大尉	機關長 中少佐	副官 少佐、大尉	兼副官 大尉	副官 少尉	長 少尉					
兵			兵	准士官 六十七人	主計兵 百四十	衛生兵 三十五	工兵 三十一	機關兵 百	整備兵 三十二	水兵 三百十七	主計兵曹 三十八	衛生兵曹 二十一	工兵曹 二十六	機關兵曹 七十七	整備兵曹 八十二	飛行兵曹 三百七十三	兵曹 二	兵曹 一	兵曹 一	兵曹 三	兵曹 二	兵曹 八
横須賀第三																						
横須賀第三																						

内令提
要登載

内令第七百五十七號

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

昭和十八年四月十八日

驅逐艦 濱波

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令提
要登載

内令第七百五十八號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十八年四月十八日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一等驅逐艦定員表其ノ六中「清波」ノ下ニ「濱波」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ四八頁参照)

内令提
要登載

内令第七百五十九號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

内令

七〇五

0774

令
報
載

内令

七〇六

昭和十八年四月十八日
海軍大臣 嶋田繁太郎
特修兵配置表其ノ十四中「清波」ノ下ニ「濱波」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五四頁参照)

内令第七百六十號

舞鶴鎮守府在籍

驅逐艦ノ濱波

右當分ノ間定員ヲ置カズ
昭和十八年四月十八日
海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七百六十一號

昭和十八年内令第五百八十四號別表中左ノ通改正ス

昭和十八年四月十八日
海軍大臣 嶋田繁太郎

0775

横須賀鎮守府ノ部横須賀防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第二號」ノ次ニ「第四號」ヲ、「第十三號」ノ次ニ「第十九號」ヲ加フ

參照 前記内令ハ特務艇ノ本籍及所屬ノ件ナリ

内令

七〇七

0776

執照

登載

内令第七百六十二號

右本籍ヲ吳鎮守府ト定メラル

伊號第五十五潜水艦

呂號第百八潜水艦

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定メラル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七百六十三號

佐世保鎮守府在籍

特務艦 野島

右帝國特務艦籍ヨリ除カル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

七〇九

0777

内令
第七百六十四號

内令

七一〇

内令第七百六十四號
左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム
昭和十八年四月二十日
海軍大臣 嶋田繁太郎

船舶名	特設艦船種別	所管
汽船 慶州丸	特設運送船(雜用船)	佐世保鎮守府

内令
第七百六十五號

内令第七百六十五號

右特設運送船(給水船)トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク
 汽船 大寶山丸

右特設運送船(給油船)トシ佐世保鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク
 汽船 東園丸
 汽船 玖馬丸
 同 吉野川丸

0778

内令提
要登載

内令提
要登載

右特設運送船（雜用船）トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船春日丸

右特設運送船（雜用船）トシ佐世保鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

昭和十八年四月二十日
海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七百六十六號

特務艦類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十日
海軍大臣 嶋田繁太郎

運送艦、室戶型ノ項中「野島」ヲ削ル

（内令提要卷三、四〇頁参照）

内令第七百六十七號

海軍定員令中左ノ通改正セラレ

内令

七一

0779

内令
要
登
載

内令

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一等潜水艦定員表其ノ六中「第五十三」ノ下ニ「第五十五」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ六九頁参照)

内令第七百六十八號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特修兵配置表其ノ十六中「第五十三」ノ下ニ「第五十五」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五六ノ一頁参照)

内令第七百六十九號

吳鎮守府在籍

七二二

0780

内令提
要登載

内令提
要登載

右當分ノ間定員ヲ置カズ

昭和十八年四月二十日

伊號第五十五潜水艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第七百七十號

海軍定員令中左ノ通改正セララル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

二等潜水艦定員表其ノ二中「第七百七」ノ下ニ「第七百八」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ七八ノ二頁参照)

内令第七百七十一號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

七二三

0781

内令

特修兵配置表其ノ十七中「第百七」ノ下ニ「第百八」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五六ノ三頁参照)

内令第七百七十二號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

運送艦定員其ノ一中野島ノ欄ヲ削ル

(内令提要卷一、四一八ノ八八頁参照)

内令第七百七十三號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令提
要登載

内令提
要登載

七一四

0782

内令提
要
抜

特修兵配置表其ノ十九運送艦ノ部中「野島」ヲ削ル

(内令提要卷一、四五六ノ六ノ二頁参照)

内令第七百七十四號

特設艦船部隊令中左ノ通改正セラレ

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條第二號中「特設設營隊」ノ次ニ「特設輸送隊」ヲ加フ

第六十四條ノ二中「特設鎮守府特別陸戰隊二隊以上」ノ下ニ「又ハ特設鎮守府特別陸戰隊及特設防空隊」ヲ加フ

第十六章ノ四ノ次ニ左ノ如ク加フ

第十六章ノ五 特設輸送隊

第六十五條ノ十九 特設輸送隊ハ之ヲ艦隊又ハ必要ナル場所ニ置キ第一輸送隊、第二輸送隊等ト
呼稱ス

内令

七一五

0783

内令
掲載

第六十五條ノ二十 特設輸送隊ハ作戦地ニ於ケル局地海上輸送ニ關スルコトヲ掌ル

第六十五條ノ二十一 特設輸送隊ニ隊長ヲ置ク

第六十五條ノ二十二 特設輸送隊長ハ所屬長官ニ隸シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ隊務ヲ

總理ス

第六十五條ノ二十三 隊長缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下ノ職員

席次ニ從ヒ共ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ二十四 特設輸送隊ニ隊附トシテ軍人及軍屬ヲ置ク

隊附ハ隊長ノ指定ニ依リ各上官ニ屬シ共ノ命ヲ承ケ服務ス

(内令提要卷一、四八頁参照)

内令第七百七十五號

特設艦船部隊定員令中左ノ通改正セラル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0784

内令提
要登載

特設輸送隊定員表ヲ別表ノ如ク定ム

(内令提要卷一、五七五頁参照)

(別表一葉添)

内令第七百七十六號

特設艦船部隊令中左ノ通改正セラレ

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條第二號中「特設輸送隊」ノ次ニ「特設航空輸送隊」ヲ加フ

第十六章ノ五ノ次ニ左ノ如ク加フ

第十六章ノ六 特設航空輸送隊

第六十五條ノ二十五 特設航空輸送隊ハ之ヲ必要ノ場所ニ置キ第一航空輸送隊、第二航空輸送隊
等ト呼稱ス

第六十五條ノ二十六 特設航空輸送隊ハ作戦地等ニ於ケル航空輸送ニ關スルコトヲ掌ル

内令

七一七

0785

第六十五條ノ二十七 特設航空輸送隊ニ隊長ヲ置ク

第六十五條ノ二十八 特設航空輸送隊長ハ所屬長官ニ隸シ部下ヲ統率訓練シ軍紀風紀ヲ維持シ隊務ヲ總理ス

第六十五條ノ二十九 隊長缺員中又ハ事故アリテ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ三十 特設航空輸送隊ニ隊附ヲ置ク

隊附ハ隊長ノ指定ニ依リ各上官ニ屬シ其ノ命ヲ承ケ服務ス

(内令提要卷一、四八頁参照)

内令
登載

内令第七百七十七號

特設艦船部隊定員令中左ノ通改正セラル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設航空輸送隊定員表ヲ別表ノ如ク定ム

0786

(内令提要卷一、五七五頁参照)

(別表一葉添)

内令第七百七十八號

昭和十一年内令第十七號中「野島、」ヲ削ル

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

参照 前記内令ハ特務艦野島等ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第七百七十九號

昭和十八年内令第三百二十四號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「那智」ノ下ニ「妙高、足柄、羽黒」ヲ加フ

参照 前記内令ハ軍艦那智ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令

七一九

0787

内令第七百八十號

昭和十七年内令第四百九十五號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「特修兵適宜（暗號）二（横須賀、吳鎮守府在籍者各一）」ヲ「掌暗號兵二」ニ改ム

参照 前記内令ハ第一南進艦隊司令部（泰國在勤海軍武官室ニ於テ勤務スベキモノ）ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内令第七百八十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

驅逐艦島風

兵 曹、水 兵 一人（掌機雷兵 水測）

内令第七百八十二號

昭和十八年七月三十一日迄左ノ通人員ヲ臨時増置ス

0788

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

南東方面艦隊司令部

主計少尉(主) 附 一人

主計兵曹 一人(掌衣糧兵)

(海軍經理學校ノ職員中ヨリ之ニ充ツ)

内令第七百八十三號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年内令第二百三十二號ハ之ヲ廢止ス^済

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特設病院船天應丸

兵 曹、水 兵 八人(掌帆兵 一、掌電信兵 一、掌暗號兵 一)

機關兵曹、機關兵 三人(掌内火兵 一)

参照 昭和十八年内令第二百三十二號ハ特設病院船天應丸艦裝員ニ充ツル爲横須賀鎮守府ニ人員臨時増置ノ件ナリ

内 令

七二一

0789



内令

内令第七百八十四號

昭和十八年内令第一九二號
ニテ本號廢止

新兵教育ニ充ツル爲左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍機雷學校

大 中 尉 (水)

教官兼
分隊長

三人 (横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者 各一)

中少尉 (水)、兵曹長

附兼教官
(教員)

六人 (横須賀、吳鎮守府在籍者 各二)
(佐世保、舞鶴鎮守府在籍者 各一)

兵 曹

(教員)

五十人 (横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者 各一五)
(舞鶴鎮守府在籍者 各一)

水 兵

(教員)

六人

衛生兵曹、衛生兵

(教員)

五人

主計兵曹、主計兵

(教員)

十三人

海軍通信學校

教官兼
分隊長

四人

大 中 尉 (水)

附兼教官
(教員)

八人 (横須賀鎮守府在籍者)

中少尉 (水)、兵曹長

(教員)

六十八人

兵 曹

(教員)

七三二

0790

水兵	八人	
衛生兵曹、衛生兵	七人	
主計兵曹、主計兵	十八人	
海軍工作學校		
大 中 尉(工)	六人	(横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者 各二)
中少尉(工)、工作兵曹長	十二人	(横須賀鎮守府在籍者 各四) (吳、佐世保鎮守府在籍者 各三) (舞鶴鎮守府在籍者 二)
兵 曹	六人	(横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者 各二)
工 作 兵 曹	九十八人	(横須賀鎮守府在籍者 三三) (吳鎮守府在籍者 二二) (佐世保鎮守府在籍者 三三) (舞鶴鎮守府在籍者 一〇六)
工 作 兵	十二人	
衛生兵曹、衛生兵	九人	
主計兵曹、主計兵	二十五人	
内令第七百八十五號		
當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス		

内 令

七三三

0791

内令

昭和十八年四月二十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

七二四

増員

横須賀海軍砲術學校

助 教 附 一人

海軍航海學校

海軍教授 教官 一人

助 教 附 三人

海軍機雷學校

海軍教授 教官 一人

減員

海軍兵學校

海軍教授 教官 二人

助 教 附 四人

0792

特設輸送隊定員表

考 備	計		隊		隊		隊											
	特 務 士 官	士 官	附 中少尉(水、機)		附 軍醫科尉官		長 兵科佐尉官											
一 本表定員ノ外隊附トシテ軍屬五百人以内ヲ置クコトヲ得 二 本表定員ノ外中繼基地防衛ニ充ツル爲隊附トシテ左ノ人員ヲ増加スルコトヲ得 中繼基地一個所ニ付中少尉(水)又ハ兵曹長一人、兵曹五人、機關兵曹一人、水兵三十人、 機關兵三人及主計兵一人 三 掌信號兵六及掌電信兵六ノ外特修兵ハ適宜トス	二人	五人	二		一		一											
	兵	下 士 官	准 士 官	主 計 兵	衛 生 兵	工 作 兵	機 關 兵	水 兵	主 計 兵	衛 生 兵	工 作 兵	機 關 兵	兵 曹	兵 曹	兵 曹	兵 曹	兵 曹	機 關 兵 曹 長
	百七十六人	四十五人	三人	六	二	八	四十	百二十	二	一	二	十	三十	一	二			

0793

第四十三表ノ六 特設航空輸送隊定員表 (昭和十八年内令七百七十七號)

考		備		計		隊												第	第
						附						隊			隊				
掌整備兵 中二十一ノハ搭乘整備員ニ充ツ		掌帆兵 第一 〰		特務士官 九人	士官 十一人	中少尉(水)					中少佐			中少佐			飛行兵曹長 六		
掌航空兵器(射爆) 〰		掌機兵(罐) 〰				中少尉(飛)					兵科尉官			飛行兵曹長					
掌飛行兵 〰		掌電機兵 〰		准士官 十三人		主計中少尉(主)					軍醫少佐、軍醫大尉			主計少佐、主計大尉			一		
掌工兵(木接) 〰		掌内火兵 〰		下士官 百七十七人		主計					主計少佐			主計大尉					
兵科特修兵適宜 (暗號) 二		掌衣糧兵 〰		判任文官 一人		衛生					主計			主計					
				兵 三百四十五人		工機					工機			工機					
						水					水			水					
						技手					技手			技手					
						整備					整備			整備					
						機					機			機					
						工					工			工					
						衛					衛			衛					
						主計					主計			主計					
						主計					主計			主計					
						主計					主計			主計					
						主計					主計			主計					
						主計					主計			主計					
						主計					主計			主計					

0794

内令提
要登載

内令第七百八十六號

海軍施設本部補給部規程左ノ通定ム

昭和十八年四月二十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍施設本部補給部規程

第一條 大東亞戦争ニ際シ海軍施設本部ニ補給部ヲ置ク

第二條 補給部ハ左ノ事務ヲ掌ル

一 特ニ指定スル特設海軍建築部及特設海軍設營隊ノ施設工事ニ要スル人員ノ準備及派遣ニ關スルコト

二 海軍施設本部並ニ特ニ指定スル特設海軍建築部及特設海軍設營隊ノ施設工事ニ要スル資材ノ準備及發送ニ關スルコト

三 特ニ指定スル特設海軍建築部ノ工事費整理ニ關スルコト

四 其ノ他第一號ノ派遣者ニ係ル必要ナル身上取扱ニ關スルコト

第三條 補給部ニ部長、部員及附ヲ置ク

内令

七二五

0795

第四條 部長ハ海軍施設本部長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
 第五條 部員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス
 第六條 部長、部員及附ハ海軍施設本部長之ヲ命ズ
 第七條 補給部職員表ハ別表ニ依ル

(別表一葉添)

内令提
要登載

内令第七百八十七號

昭和十五年内令第六百四十六號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四海軍建築部東京支部ノ項ヲ削ル

参照 前記内令ハ特設海軍工作部等ノ所掌區分竝ニ其ノ支部等ノ名稱等ヲ定ムルノ件ナリ(内令提要卷一、三八ノ四一頁)

内令提
要登載

内令第七百八十八號

大正十二年内令第百十三號中左ノ通改正ス

0796

内令
提載

昭和十八年四月二十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

海軍施設本部ノ部中

主計科尉官

二人

當分ノ間

ヲ

主計科尉官

二人

當分ノ間

ニ改ム

兵曹長

二人

参照 大正十二年内令第百十三號ハ派遣勤務員ヲ置クベキ職及人員ノ件ナリ（内令提要卷一、四七二頁）

内令第七百八十九號

昭和十五年内令第五百九十號中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三號中「第四海軍建築部

二人」ヲ

「海軍施設本部

二人

（海軍施設本部補給部ニ配スベキモ

ノ）ニ改ム

参照 昭和十五年内令第五百九十號ハ海軍理事官ノ配屬ヲ定ムルノ件ナリ（内令提要卷一、四七六ノ二頁）

内令

七二七

0797

(別表)

考 備	計		部 長				
	高	士	員				
	等 文 官	官	技 術 師	技 術 科 佐 尉 官	主 計 科 佐 尉 官	軍 醫 科 佐 尉 官	兵 科 主 計 科 技 術 科 少 將、大 佐
二 人	十三人 内兼務一人	二	五	五	二 内兼務一人	一	
一 本表ノ人員ノ中士官及文官ハ海軍施設本部ノ職員ヲ以テ、准士官及下士官ハ海軍施設本部派遣勤務員ヲ以テ之ニ充ツ 二 技術科士官ニハ技師ヲ以テ充ツルコトヲ得 三 文官ニハ微用員ヲ以テ充ツルコトヲ得	判 任 文 官	下 士 官	准 士 官	技 術 師	書 記 手	衛 生 兵 曹	兵 曹 長
	六 十 人	二 人	二 人	二 十	四 十	二	二

(昭和十八年内令第七百八十六號)

0798

内令
要登載

内令第七百九十號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増減ス

昭和十七年内令第一千十四號中「主計科佐尉官附一人」ヲ削ル

昭和十八年内令第三百六號中第四海軍建築部（第四海軍建築部東京支部ニ充ツベキモノ）ノ部ヲ削ル

昭和十六年内令第六百七十四號ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年四月二十三日 海軍大臣 嶋田繁太郎

増員

海軍施設本部（海軍施設本部補給部ノ職員ニ充ツベキモノ）

兵科、主計科 技 術 科 少將、大佐 出仕 一人

軍 醫 科 佐 尉 官 出仕 兼務一人

主 計 科 佐 尉 官 出仕 二人

減員

内令

七二九

0799

内令

七三〇

第四海軍建築部

主計	大	中	佐	支部長	一人
技師			師	部員	七人
衛生兵曹、衛生兵					一人
書記	附				十人
技手	附				二十五人

参照 昭和十六年内令第六百七十四號ハ第四海軍建築部ニ人員臨時増置ノ件
 昭和十七年内令第千十四號ハ第十設營隊等ニ人員臨時増置ノ件
 昭和十八年内令第三百六號ハ海軍艦政本部等ニ人員臨時増置ノ件

0800

内令第七百九十一號

海軍航空技術廠處務規程中左ノ通改正ス

昭和十八年四月二十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第十條 材料部ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 航空關係材料ノ基本的研究及調査ニ關スルコト
- 二 航空關係材料及同粗材（製鋼部所掌ノモノヲ除ク以下同ジ）ノ實驗、研究、調査、試驗、檢査及審査ニ關スルコト
- 三 航空關係材料及同粗材ノ製法ニ關スル實驗、研究、調査及審査ニ關スルコト
- 四 航空關係材料及同粗材ノ製造ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概算其ノ他關係書類ノ作製ニ關スルコト
- 五 航空關係材料及同粗材ノ製造工事及之ニ必要ナル工事用材料ノ整備ニ關スルコト
- 六 航空關係材料及同粗材ノ規格制定及改善ノ資料ニ關スルコト
- 七 部外工場ニ委託セル所掌工事ノ監督ニ關スルコト

内令

七三一

0801

- 八 一般分析（鐵鋼關係ヲ除ク）ニ關スルコト
 - 九 其ノ他他ノ部ノ所掌ニ屬セザル材料關係事項ニ關スルコト
- 第十一條ノ二、推進機部ハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 航空用推進機及其ノ屬具ノ設計、實驗、研究及調査ニ關スルコト
 - 二 航空用推進機及其ノ屬具ノ造修ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概算其ノ他關係書類ノ作製ニ關スルコト
 - 三 航空用推進機及其ノ屬具ノ造修竝ニ之ニ必要ナル工事用材料物件ノ整備ニ關スルコト
 - 四 航空用推進機及其ノ屬具ノ授受及整理ニ關スルコト
 - 五 航空用推進機及其ノ屬具ノ試験、檢査及審査ニ關スルコト
 - 六 航空用推進機及其ノ屬具ノ規格制定及改善資料ニ關スルコト
 - 七 部外工場ニ委託セル所掌事項ノ監督ニ關スルコト
 - 八 其ノ他他ノ部ニ屬セザル航空機推進ニ關スル事項
- 第十二條ノ二、射撃部ハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一 航空用射撃兵器及其ノ屬具竝ニ之ガ裝備ノ設計、實驗、研究及調査ニ關スルコト

0802

- 二 航空用射撃兵器ノ彈道ノ實驗、研究及調査竝ニ射表ノ調製ニ關スルコト
 - 三 航空用射撃兵器及其ノ屬具ノ造修ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概算、其ノ他關係書類ノ作製ニ關スルコト
 - 四 航空用射撃兵器及其ノ屬具ノ造修工事及之ニ必要ナル工事用材料物件ノ整備ニ關スルコト
 - 五 航空用射撃兵器及其ノ屬具ノ授受及整理ニ關スルコト
 - 六 航空用射撃兵器及其ノ屬具ノ試験、檢査及審査ニ關スルコト
 - 七 部外工場ニ委託セル所掌工事ノ監督ニ關スルコト
- 第十二條ノ三 爆撃部ハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一 爆撃兵器及其ノ屬具竝ニ之ガ裝備ノ設計、實驗、研究及調査ニ關スルコト
 - 二 爆彈彈道ノ實驗、研究及調査竝ニ射表ノ調製ニ關スルコト
 - 三 爆撃兵器及其ノ屬具ノ造修ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概算其ノ他關係書類ノ作製ニ關スルコト
 - 四 爆撃兵器及其ノ屬具ノ造修工事及之ニ必要ナル工事用材料物件ノ整備ニ關スルコト
 - 五 爆撃兵器及其ノ屬具ノ授受及整理ニ關スルコト

内 令

七三三

0803

六 爆撃兵器及其ノ屬具ノ試験、検査及審査ニ關スルコト

七 部外工場ニ委託セル所掌工事ノ監督ニ關スルコト

第十三條 雷撃部ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 航空用雷撃兵器及其ノ屬具竝ニ之ガ整備ノ設計、實驗、研究及調査ニ關スルコト

二 航空用雷撃兵器ノ雷道ノ實驗、研究及調査竝ニ射表ノ調整ニ關スルコト

三 航空用雷撃兵器及其ノ屬具ノ造修ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概算其ノ他關係書類ノ作製ニ關スルコト

四 航空用雷撃兵器及其ノ屬具ノ造修工事竝ニ之ニ必要ナル工用材料物件ノ整備ニ關スルコト

五 航空用雷撃兵器及其ノ屬具ノ授受及整理ニ關スルコト

六 航空用雷撃兵器及其ノ屬具ノ試験、検査及審査ニ關スルコト

七 部外工場ニ委託セル所掌工事ノ監督ニ關スルコト

第十三條ノ三第六號中「火工材料」ヲ「支廠ニ於ケル」ニ改ム

第十三條ノ五第一號中「計器關聯兵器」ヲ「計器關聯兵器及計測器」ニ改ム

第十三條ノ六 製鋼部ハ左ノ事項ヲ掌ル

0804

- 一 航空關係鐵鋼材料及同鐵鋼粗材（以下鐵鋼材料及同粗材ト稱ス）ノ實驗、研究、調査、試験、
檢査及審査ニ關スルコト
 - 二 鐵鋼材料及同粗材ノ製法ニ關スル實驗、研究、調査及審査ニ關スルコト
 - 三 鐵鋼材料及同粗材ノ製造ニ關スル計畫、製圖、工事方式、入費概算其ノ他關係書類ノ作製ニ
關スルコト
 - 四 鐵鋼材料及同粗材ノ製造工事並ニ之ニ必要ナル工事用材料ノ整理ニ關スルコト
 - 五 鐵鋼材料及同粗材ノ規格制定及改善ノ資料ニ關スルコト
 - 六 部外工場ニ委託セル所掌工事ノ監督ニ關スルコト
 - 七 一般分析（鐵鋼關係ノミ）ニ關スルコト
- 第十五條ノ二 航空醫學部ハ左ノ事項ヲ掌ル
- 一 航空機搭乗員及之ニ關聯スル事項ノ醫學的及心理學的研究、調査及試験ニ關スルコト
- 第十六條中「飛行機部」ヲ「飛行機部、推進機部」ニ、「兵器部」ヲ「射撃部、爆撃部、雷撃部」
ニ、「爆彈部」ヲ「製鋼部」ニ、「及飛行實驗部」ヲ「飛行實驗部及航空醫學部」ニ改ム
- 第十八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

内 令

七三五

0805